

I 仙台青葉学院短期 大学について

- 建学の精神
- 大学名の由来
- 教育目標
- 学則

■ 建学の精神

■ 豊かな人間性を育てる教養教育

人間愛の精神に基づき、人間としてのあり方・生き方に関わる総合力を養う、心豊かな教養教育を行います。

■ 良好な人間関係を築く対人教育

ホスピタリティマインドに基づき、会話や表現力、マナー教育も含めた、総合的な対人教育を行います。

■ 地域社会に貢献し得る実学教育

多様な文化や社会的背景を理解し、地域社会の諸問題や課題に柔軟に対応できる、実学教育を行います。

■ 大学名の由来

仙台青葉学院短期大学の「青葉（せいよう）」には、杜の都仙台の「青葉（あおば）」のように生き生きと、そして「せいよう」という悠然たる響きが象徴する学びのフィールドで、伸びやかに成長して欲しいという願いが込められています。

■ 教育目標

■ 看護学科

1. 人間愛の精神に基づき、さまざまな文化的・社会的背景をもつ人々を理解・共感し、誠実な心で接する事のできる態度を養う。
2. 生命の尊厳を理解し、対象の人権の擁護者としての看護の哲学と倫理観を身につける。
3. 疾病の予防や健康の維持増進、また疾病の回復および終末期における対象のニーズを正しく捉え、看護問題を適切に解決できる基本的な能力を養う。
4. 社会や地域特性に応じた看護の機能と役割、保健・医療・福祉チームの中で果たす役割を理解し、責任を負う姿勢を養う。
5. 自己評価ができ、生涯にわたり学びながら自主的・自立的な行動ができ、専門職業人として成長し続けられるための能力を養う。

■ ビジネスキャリア学科

1. 国際化、情報化、価値観の多様化など、複雑化する現代社会において、あらゆる角度から物事を見つめ、適切な判断を下すことのできる、幅広く豊かな教養を身につける。
2. “ことば”をきちんと読み、書き、聞くことができ、他人の考えを深く理解し尊重しながら自分の考えを適切に表現することができる高いコミュニケーション能力を身につける。
3. 経営学を中心とする学問の体系的理解と、ビジネス分野で役立つ専門的実務能力を身につける。
4. 時代の変化や専門知識・技術の高度化に応じた、生涯キャリア形成を行う能力を身につける。

■ リハビリテーション学科

1. 人間愛の精神に基づき、さまざまな文化的・社会的背景をもつ人々を理解・共感し、誠実な心で接することのできる態度を養う。
2. 生命の尊厳を理解し、対象の人権の擁護者としての倫理観を身につける。
3. 社会や地域特性に応じたリハビリテーションの機能と役割、保健・医療・福祉チームの中で果たす役割をともに理解し、責任を担う姿勢を養う。
4. 医療従事者として自己評価ができ、生涯にわたり自己の人間形成をはかりながら自主的・自立的な行動ができ、専門職業人として成長し続けられるための能力を養う。

■ こども学科

1. 子どもの「生きる力」を育む保育者・教育者として必要とされる基礎的知識及び技能を着実に身につける。
2. 子どもを取り巻く課題を解決するため、専門的知識や技能を体系的に理解し、それらを活用して、思考し、判断し、表現する力及び学級を運営する力を身につける。
3. 子ども一人一人の育ちに寄り添った保育・教育を行い、また保護者、職場の同僚、及び地域社会に適切に対応することが出来るように、豊かな人間性や対人関係能力、コミュニケーション能力を基盤とした総合的な人間力を養う。
4. 生涯にわたり学び続け、主体的に考える力を育成する。

■ 歯科衛生学科

1. 様々なライフステージを理解するための幅広い見識と、一人ひとりに寄り添った対応ができる豊かな人間性を涵養する。
2. 歯科医療の高度化と社会環境の変化に対応し、口腔衛生の専門職に必要とされる専門的な知識・技術を身につけ、科学的な判断を行うことができる能力を養う。
3. 保健・医療・福祉チームの中で果たすべき役割を正しく理解し協働できる、コミュニケーション能力を養う。
4. 社会人として、そして医療従事者として、責任感をもって、主体的に考え行動することができる能力を養う。

■ 仙台青葉学院短期大学 学則

第1章 総則

(本学の目的)

第1条 仙台青葉学院短期大学（以下「本学」という。）は、学校教育法の趣旨に基づき、豊かな人間性を育てる教養教育を基本としながら、良好な人間関係を築く対人教育及び確かな専門知識に基づく実学教育により、地域社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

(自己点検・評価及び認証評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の承認を受けた者による評価を受け、その結果を公表するものとする。

3 第1項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第3条 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 学科、修業年限及び定員

(学科、修業年限及び定員)

第4条 本学の学科、修業年限及び定員は次の通りとする。

学科	修業年限	入学定員	総定員
看護学科	3年	80名	240名
ビジネスキャリア学科	2年	120名	240名
リハビリテーション学科	3年		
理学療法学専攻 昼間主コース		80名	240名
理学療法学専攻 夜間主コース		40名	120名
作業療法学専攻		40名	120名
こども学科	2年	100名	200名
歯科衛生学科	3年	80名	240名

(学科の目的)

第5条 看護学科は、学生が本来持っている個人の資質を、心理・身体・社会面のバランスをとりながら成長させ、高い倫理観を養い、人間愛を育て、看護者としての知識、技術、判断力を高めると共に、現実を

見据えて看護の現場に適応でき、生涯にわたり学びつづけて地域社会に貢献できる看護師を養成することを目的とする。

- 2 ビジネスキャリア学科は、幅広い教養を土台とした豊かな人間性を備え、相互信頼に基づく良好な人間関係を築き、専門的知識・技術に裏付けられたビジネス実務能力を発揮し、地域社会に貢献し得る人材を養成することを目的とする。併せて、生涯にわたって自己の能力を最大限発揮し続けるために必要なキャリアデザイン能力を涵養する。
- 3 リハビリテーション学科は、保健・医療・福祉に精通した専門技術者としての技能と教養並びにヒューマンコミュニケーション能力を身につけた理学療法士及び作業療法士の養成を目的とする。また、生涯教育の重要性を理解し、更なる知識や技術を取得する向上心を身につける。
- 4 こども学科は、次代を生きる子どもの心身の発達及び成長に資する人材を育成することを目的とする。そのため、人間形成を図っていくための基礎を教授し、保育及び教育に関する専門的知識・技能を身につけ、保育・教育の現場に柔軟に対応し、実践できる力を涵養する。
- 5 歯科衛生学科は、歯科衛生の側面から様々なライフステージを理解し、人間と健康についての知識を身につけ、人々の健康増進の取り組みに貢献できる人材を育成することを目的とする。また、口腔衛生の専門職としての知識と技術に加え、高い倫理観及び豊かな人間性を備えた歯科衛生士を養成する。

(在学期間)

- 第6条 本学に在学する期間は、修業年限の2倍に相当する年数を超えないものとする。ただし、看護学科、リハビリテーション学科及び歯科衛生学科については、同一学年に2年を超えて在学することはできない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第13条第1項又は第14条第1項の規定により入学した者は、それぞれ第13条第2項又は第14条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 本学の休業日は次の通りとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
 - (3) 本学の開学記念日 4月1日
 - (4) 春期休業日、夏期休業日及び冬期休業日に関しては、別に定める。
- 2 学長が必要と認めた場合は、前項に規定する休業日を変更し、又臨時に休業日を定めることができる。
 - 3 学長が必要と認めた場合は、第1項に規定する休業日において、授業を行うことができる。

I 仙台青葉学院短期大学について

第4章 入学、休学及び退学

(入学の時期)

第9条 入学の時期は学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第10条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、本学において、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学願書及び入学選考)

第11条 本学に入学を志願する者は、本学所定の入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて提出しなければならない。

2 入学願書を提出した者について、本学は、公正かつ妥当な方法により入学者の選抜を行う。

3 入学願書の提出及び入学選考の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

第12条 前条第2項の選考の結果、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学の手続きを完了した者に、入学を許可する。

(転入学)

第13条 本学に転入学（編入学を含む。以下同じ。）を希望する者には、本学は、相当年次に転入学を許可することがある。

2 前項の許可並びに転入学する者の既に修得した授業科目、単位数の取扱い及び在学すべき年数は、教授会の議を経て学長が決定する。

(再入学)

第14条 本学を退学した者又は除籍された者が再入学を願い出た場合には、本学は、これを許可することができる。

2 前項の許可並びに再入学する者の既に修得した授業科目、単位数の取扱い及び在学すべき年数は、教授会の議を経て学長が決定する。

(休学)

第15条 引続いて3ヶ月以上修学することができない者は、所定の手続きにより学長の許可を得て休学することができる。なお、疾病を事由とする場合には、医師の診断書を添えるものとする。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

3 休学の期間は原則として1年以内とする。ただし、学長が特別の事情であると認めるときには、その期間を引続き更に1年まで延長することができる。

4 休学期間は通算して修業年限を超えることができない。

5 休学期間は第6条に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第16条 休学の事由が消滅したことにより、又は休学期間が満了したことにより、復学しようとする者は、所定の手続きにより学長の許可を受けなければならない。なお、疾病を事由とする休学の復学に際しては、医師の診断書を添えるものとする。

(退学)

第17条 退学しようとする者は、所定の手続きにより学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第18条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍することができる。

- (1) 第6条に定める在学期間を超えた者
- (2) 第15条に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

(留学)

第19条 外国の短期大学又は大学で学修することを志願する者は、所定の手続きにより学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第31条に定める計画的な履修に必要な期間として取扱うことができる。

第5章 教育課程、履修方法及び単位の認定

(教育課程の編成方針)

第20条 本学は、短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教

I 仙台青葉学院短期大学について

育課程を編成する。

- 2 教育課程の編成に当たっては、本学は、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するように適切に配慮する。

(教育課程の編成方法)

第21条 本学は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

- 2 本学の教育課程は、別表第一の通りとする。

(履修方法)

第22条 学生は、履修しようとする授業科目を期日までに学長に届けなくてはならない。

- 2 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。
- 3 前項の規定にかかわらず、本学は、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。
- 4 本条に規定するものの他、授業科目の履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

(単位)

第23条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 1科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(学修の評価及び単位の認定)

第24条 本学は、各授業科目を履修した者に対して、試験その他適切な方法により総合的に学修の成果を評価し、単位を認定する。

- 2 評価及び単位の認定に係る基準は別に定め、あらかじめ学生に明示する。

(授業期間)

第25条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

- 2 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合には、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(授業)

第26条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第27条 本学は、授業の内容及び方法の更なる改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の短期大学又は大学における学修)

第28条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、2年課程においては30単位、3年課程においては46単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設における学修)

第29条 本学は、教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、2年課程においては30単位、3年課程においては46単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第28条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、2年課程においては30単位、3年課程においては46単位を超えないものとする。この場合において、第28条第2項により本学において修得したとみなす単位数と合わせるときは、2年課程においては45単位、3年課程においては53単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第31条 本学は、学生が職業を有している等の事由により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることがある。

(科目等履修生)

第32条 本学は、本学の学生以外の者で本学の授業科目の履修を希望する者には、本学の教育の支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することがある。

I 仙台青葉学院短期大学について

- 2 本学は、科目等履修生に、第24条の規定を準用して単位を認定することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第33条 短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する外国人には、本学は、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

第6章 卒業及び学位

(卒業要件)

第34条 本学を卒業するためには、第4条に定める修業年限以上在学し、下表に定める単位を修得しなければならない。ただし、第13条第1項又は第14条第1項の規定により入学した者の在学すべき年数は、それぞれ第13条第2項又は第14条第2項の規定により定められた年数以上とする。

学科	卒業要件単位
看護学科	100単位以上
ビジネスキャリア学科	62単位以上
リハビリテーション学科	
理学療法学専攻 昼間主コース	99単位以上
理学療法学専攻 夜間主コース	98単位以上
作業療法学専攻	99単位以上
こども学科	62単位以上
歯科衛生学科	99単位以上

(卒業認定)

第35条 前条に規定する要件を満たした者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

- 2 卒業の認定に係る基準は別に定め、あらかじめ学生に明示する。
- 3 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書・学位記を授与する。

(学位)

第36条 前条の規定により卒業を認定した者には、本学学位規程の定めるところにより、次の学位を授与する。

学科	学位
看護学科	短期大学士（看護学）
ビジネスキャリア学科	短期大学士（ビジネスキャリア学）
リハビリテーション学科 理学療法学専攻 昼間主コース 理学療法学専攻 夜間主コース 作業療法学専攻	短期大学士（理学療法学） 短期大学士（理学療法学） 短期大学士（作業療法学）
こども学科	短期大学士（こども学）
歯科衛生学科	短期大学士（歯科衛生学）

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

第7章 入学金、授業料その他の納付金

(入学金、授業料その他の納付金)

第37条 本学の入学金、授業料その他の納付金は、次の通りとする。

(単位：円)

学科	納入時期	入学金	授業料	校友会費	合計
看護学科	1年次	250,000	1,360,000	30,000	1,640,000
	2年次	—	1,360,000	30,000	1,390,000
	3年次	—	1,360,000	30,000	1,390,000
ビジネスキャリア学科	1年次	250,000	900,000	30,000	1,180,000
	2年次	—	900,000	30,000	930,000
リハビリテーション学科 理学療法学専攻 昼間主コース	1年次	250,000	1,600,000	30,000	1,880,000
	2年次	—	1,600,000	30,000	1,630,000
	3年次	—	1,600,000	30,000	1,630,000
理学療法学専攻 夜間主コース	1年次	250,000	1,520,000	30,000	1,800,000
	2年次	—	1,520,000	30,000	1,550,000
	3年次	—	1,520,000	30,000	1,550,000
作業療法学専攻	1年次	250,000	1,600,000	30,000	1,880,000
	2年次	—	1,600,000	30,000	1,630,000
	3年次	—	1,600,000	30,000	1,630,000
こども学科	1年次	250,000	920,000	30,000	1,200,000
	2年次	—	920,000	30,000	950,000
歯科衛生学科	1年次	250,000	980,000	30,000	1,260,000
	2年次	—	980,000	30,000	1,010,000
	3年次	—	980,000	30,000	1,010,000

2 前項に定めるものの他、納付金に関する事項については、別に定める。

I 仙台青葉学院短期大学について

第8章 職員

(職員)

第38条 本学に、学長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務局長、事務職員を置く。

2 前項の職員の他、学長が必要と認めるときは、その他の職員を置くことができる。

第9章 運営協議会及び教授会

(運営協議会)

第39条 本学の運営に関する重要事項について審議するため、運営協議会を置く。

2 運営協議会の組織及び運営については、別に定める。

(教授会)

第40条 学科の運営に関する重要事項について審議するため、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営については、別に定める。

第10章 賞罰

(表彰)

第41条 表彰に値する行為があった学生は、教授会の議を経て学長が表彰することがある。

(懲戒)

第42条 学則その他の規程に違反し、又は学生の本分に反する行為があった学生は、教授会の議を経て学長が懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

第11章 図書館

(図書館)

第43条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関して必要な事項は、別に定める。

第12章 公開講座

(公開講座)

第44条 地域住民の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することがある。

附 則

1. この学則は平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は平成23年4月1日から改訂施行する。但し、在学生については、従前の通りとする。

附 則

1. この学則は平成24年4月1日から改訂施行する。但し、在学生については、従前の通りとする。

附 則

1. この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第37条第1項については、平成25年度入学者より適用する。

附 則

1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、在学生については、従前の通りとする。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、在学生については、従前の通りとする。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

I 仙台青葉学院短期大学について

学則別表第一 (看護学科)

科目区分	授業科目の名称	単位数			授業形態		
		必修	選択	自由	講義	演習	実習
人間総合教育分野	言語とコミュニケーション	英語Ⅰ(総合)	1			○	
		英語Ⅱ(看護英語)		1		○	
		英語Ⅲ(日常医療英会話)		1		○	
		コミュニケーション演習	1				○
	自然科学	言語表現法	1			○	
		情報処理論	1			○	
	健康と科学	生物学	1			○	
		地球と環境	1			○	
		生命科学と倫理	1			○	
	人間と文化	レクリエーション論		1		○	
		健康スポーツ科学		1		○	
		生活科学	1			○	
	現代社会と生活	教育学		1		○	
		地域文化と経済		1		○	
		心理学	1			○	
		人間関係論	1			○	
ホスピタリティ論		1			○		
家族論			1		○		
社会学			1		○		
社会保障論		1		○			
人間総合教育分野 計		11	9			—	
専門支持科目	医療概論	1			○		
	人体構造と機能Ⅰ(筋骨格系と機能)	1			○		
	人体構造と機能Ⅱ(器管系と機能)	2			○		
	生化学	1			○		
	微生物学	2			○		
	看護薬理学	2			○		
	病理学	1			○		
	成人老年病態治療学Ⅰ(呼吸器、循環器、消化器)	1			○		
	成人老年病態治療学Ⅱ(運動と脳神経)	1			○		
	成人老年病態治療学Ⅲ(内分泌、生殖器、感覚器)	1			○		
	小児病態治療学	1			○		
	母性病態治療学	1			○		
	精神病態治療学	1			○		
	リハビリテーション論	1			○		
	保健行動学	1			○		
	公衆衛生学	1			○		
保健医療福祉サービス論	1			○			
看護関係法規	1			○			
専門支持科目 計		21				—	
専門展開科目	基礎看護学	看護学原論	2			○	
		看護倫理	1			○	
		臨床看護総論	1			○	
		生活行動援助技術論Ⅰ(生活行動看護)	1			○	
		生活行動援助技術論Ⅱ(生活行動看護演習)	2				○
		診療援助技術論Ⅰ(診療援助看護)	1			○	
		診療援助技術論Ⅱ(診療援助看護演習)	2				○
		看護過程論演習	1				○
		基礎看護学実習Ⅰ(看護の基本の理解)	1				○
		基礎看護学実習Ⅱ(看護過程の展開による看護の理解)	2				○
	小計	14				—	
	領域別看護学	成人看護学原論	2			○	
		成人看護学援助論Ⅰ(慢性期)	2				○
		成人看護学援助論Ⅱ(急性期)	2				○
		成人看護学実習Ⅰ(慢性期)	3				○
		成人看護学実習Ⅱ(急性期)	3				○
老年看護学原論		2			○		
老年看護学援助論		2				○	
老年看護学実習Ⅰ(施設看護)		1				○	
老年看護学実習Ⅱ(病院看護)		2				○	
小児看護学原論		2			○		
小児看護学援助論		2				○	
小児看護学実習		2				○	
母性看護学原論		2			○		
母性看護学援助論		2				○	
母性看護学実習	2				○		
精神看護学原論	2			○			
精神看護学援助論	2				○		
精神看護学実習	2				○		
在宅看護学原論	2			○			
在宅看護学援助論	2				○		
在宅看護学実習	2				○		
小計	43				—		
専門展開科目 計		57				—	
専門統合科目	看護管理論	1			○		
	統合演習	2				○	
	統合実習	3				○	
	看護研究	1				○	
小計		7				—	
総計		96	9			—	

学則別表第一
(ビジネスキャリア学科)

科目区分	授業科目の名称	単位数			授業形態			
		必修	選択	自由	講義	演習	実習	
人間総合教育分野	コミュニケーション論	1			○			
	英語	2			○			
	言語とコミュニケーション	英会話		2			○	
		TOEIC		2		○		
		中国語		2		○		
		フランス語		2		○		
		生物学		1		○		
	自然科学	地球と環境		1		○		
		生命科学と倫理		1		○		
	健康と科学	医学概論		2		○		
		レクリエーション論		1		○		
		スポーツ実技		2				○
		教育学		1		○		
	人間と文化	国際文化論		1		○		
		英米の文化		2		○		
		地域文化と経済		1		○		
		心理学		1		○		
	現代社会と生活	人間関係論	1			○		
		ホスピタリティ論		1		○		
		社会学		1		○		
社会保障論			1		○			
医療保障論			2		○			
現代社会とこころの健康			2		○			
人間総合教育分野 計		4	29			—		
基礎分野	日本語表現法	2			○			
	プレゼンテーション論	2			○			
	情報処理基礎演習	2				○		
	情報処理応用演習	2				○		
	ビジネス基礎演習	2				○		
	計算実務	2			○			
	パーソナリティと個性	2			○			
	ビジネスマナー	2			○			
	ベーシック・スキル系 計	16				—		
	ベーシック・ビジネス系	経済学	2			○		
		会計学	2			○		
		経営学	2			○		
		現代企業論	2			○		
		ビジネス実務総論	2			○		
ビジネス法務入門		2			○			
税金入門		2			○			
ベーシック・ビジネス系 計	14				—			
専門教育分野	ビジネス文書実務		2		○			
	秘書実務		2			○		
	総務・経理のしごと		2		○			
	金融のしくみ		2		○			
	ビジネス心理		2		○			
	基礎簿記		2		○			
	上級簿記		2		○			
	簿記演習 I		2			○		
	簿記演習 II		2			○		
	原価計算		2		○			
	医事管理論		2		○			
	医療事務入門		2		○			
	医療事務演習		2			○		
	レセコン演習		2			○		
	診療報酬請求論		2		○			
	マーケティング		2		○			
	広告論		2		○			
	流通論		2		○			
	販売管理		2		○			
	観光概論		2		○			
	観光事業論		2		○			
	旅行ビジネス実務		2		○			
	ホテルビジネス実務		2		○			
	国際観光論		2		○			
	展開科目 計		48			—		
	演習分野	インターンシップ		1				○
基礎ゼミ		1				○		
基礎キャリア形成ゼミ		1				○		
数理基礎 I		1				○		
数理基礎 II		1				○		
実践キャリア形成ゼミ I		1				○		
実践キャリア形成ゼミ II		1				○		
実践キャリア形成ゼミ III			1			○		
総合演習 I		1				○		
総合演習 II		1				○		
総合演習 III	1				○			
演習分野 計	9	2			—			
総計		43	79			—		

I 仙台青葉学院短期大学について

学則別表第一

(リハビリテーション学科 理学療法専攻 昼間主コース)

科目区分	授業科目の名称	単位数			授業形態			
		必修	選択	自由	講義	演習	実習	
人間総合教育分野	言語とコミュニケーション	英語	1			○		
		コミュニケーション演習	1				○	
		言語表現法		1		○		
		情報科学		1		○		
	自然科学	生物学	1			○		
		物理学	1			○		
	健康と科学	保健体育	2				○	
		健康スポーツ科学	1			○		
	人間と文化	生活科学		1		○		
		教育学概論		1		○		
	現代社会と生活	心理学概論	1			○		
		統計学	1			○		
		ホスピタリティ論		1		○		
		社会福祉概論	1			○		
人間の発達		1			○			
地域ボランティア			1				○	
人間総合教育分野 計		11	6			—		
専門支持科目	解剖学概論	2			○			
	解剖学各論	1			○			
	生理学概論	2			○			
	生理学各論	1				○		
	運動学概論	2			○			
	運動学各論	1			○			
	バイオメカニズム	1			○			
	小児科学と発達	2			○			
	病理学	1			○			
	臨床心理学	1			○			
	医学概論	1			○			
	老年学	1			○			
	内科学総論	1			○			
	内科学各論	2			○			
	整形外科学	2			○			
	精神医学	2			○			
	公衆衛生学	1			○			
	リハビリテーション論	2			○			
	医療関連法規	1			○			
専門支持科目 計		27				—		
専門教育分野	基礎理学療法学	理学療法学概論	1			○		
		基礎理学療法学Ⅰ (病院組織とシステム)	1			○		
		基礎理学療法学Ⅱ (臨床コミュニケーション)	1			○		
		基礎理学療法学Ⅲ (職業倫理)	1			○		
		理学療法研究法	1			○		
		病態運動学Ⅰ (基礎)	1			○		
		病態運動学Ⅱ (応用)	1			○		
		臨床実習Ⅰ (臨床体験)	1				○	
		理学療法演習Ⅰ (臨床医学分野)		1			○	
		理学療法演習Ⅱ (専門分野)		1			○	
	小計		8	2			—	
	専門展開科目	領域別理学療法学	理学療法評価学概論	1			○	
			理学療法評価学Ⅰ (基本評価)	2			○	
			理学療法評価学Ⅱ (臨床評価)	2			○	
			理学療法評価学演習	1				○
			臨床評価実習セミナー	1				○
			臨床実習Ⅱ (臨床評価)	5				○
			運動療法学概論	2			○	
			脳血管障害の運動療法	2			○	
筋骨格系の運動療法			2				○	
高齢者の運動療法			1			○		
小児発達系の運動療法			1			○		
内部障害の運動療法			1			○		
外科系の運動療法			1			○		
神経筋疾患の運動療法			1			○		
理学療法治療学演習Ⅰ (基本技術)			1				○	
理学療法治療学演習Ⅱ (総合)			1				○	
物理療法学			2				○	
義肢装具学			2				○	
日常生活活動学概論			2			○		
疾患別日常生活活動学	1			○				
地域理学療法学概論	1			○				
地域理学療法学各論	1			○				
地域理学療法学実践	1			○				
生活環境論	1			○				
臨床総合実習セミナー	1				○			
臨床実習Ⅲ (臨床総合前期)	6				○			
臨床実習Ⅳ (臨床総合後期)	6				○			
小計		49				—		
専門展開科目 計		57	2			—		
総計		95	8			—		

学則別表第一
(リハビリテーション学科 理学療法学専攻 夜間主コース)

科目区分	授業科目の名称	単位数			授業形態			
		必修	選択	自由	講義	演習	実習	
人間総合教育分野	英語	1			○			
	言語とコミュニケーション	コミュニケーション演習	1				○	
		言語表現法	1			○		
		情報科学	1			○		
	自然科学	生物学	1			○		
		物理学	1			○		
	健康と科学	保健体育	2					○
		健康スポーツ科学	1			○		
	人間と文化	倫理学	1			○		
		教育学概論	1			○		
	現代社会と生活	心理学概論	1			○		
		統計学	1			○		
		社会福祉概論	1			○		
	人間総合教育分野 計		14			—		
専門支持科目	解剖学概論	2			○			
	解剖学各論	1			○			
	生理学概論	2			○			
	生理学各論	1				○		
	運動学概論	2			○			
	運動学各論	1			○			
	バイオメカニズム	1			○			
	小児科学と発達	2			○			
	病理学	1			○			
	臨床心理学	1			○			
	医学概論	1			○			
	老年学	1			○			
	内科学総論	2			○			
	内科学各論	2			○			
	整形外科科学	2			○			
	精神医学	2			○			
	リハビリテーション論	2			○			
医療関連法規	1			○				
専門支持科目 計		27			—			
専門教育分野	基礎理学療法学	理学療法学概論	1			○		
		基礎理学療法学Ⅰ(病院組織とシステム)	1			○		
		基礎理学療法学Ⅱ(臨床コミュニケーション)	2			○		
		理学療法研究法	1			○		
		病態運動学Ⅰ(基礎)	1			○		
		病態運動学Ⅱ(応用)	1			○		
		臨床実習Ⅰ(臨床体験)	1					○
		理学療法演習Ⅰ(臨床医学分野)		1			○	
		理学療法演習Ⅱ(専門分野)		1			○	
	小計		8	2		—		
	領域別理学療法学	理学療法評価学概論	1			○		
		理学療法評価学Ⅰ(基本評価)	1			○		
		理学療法評価学Ⅱ(臨床評価)	2			○		
		理学療法評価学演習	1				○	
		臨床評価実習セミナー	1				○	
		臨床実習Ⅱ(臨床評価)	5					○
		運動療法学概論	1			○		
		脳血管障害の運動療法	2			○		
		筋骨格系の運動療法	2				○	
高齢者の運動療法		1			○			
小児発達系の運動療法	1			○				
内部障害の運動療法	1			○				
外科系の運動療法	1			○				
神経筋疾患の運動療法	1			○				
理学療法治療学演習Ⅰ(基本技術)	1				○			
理学療法治療学演習Ⅱ(総合)	2				○			
物理療法学概論	1				○			
物理療法学各論	1				○			
義肢装具学	2				○			
日常生活活動学概論	2			○				
疾患別日常生活活動学	1			○				
地域理学療法学概論	1			○				
地域理学療法学各論	1			○				
地域理学療法学実践	1			○				
生活環境論	1			○				
臨床総合実習セミナー	1				○			
臨床実習Ⅲ(臨床総合前期)	6					○		
臨床実習Ⅳ(臨床総合後期)	6					○		
小計		48			—			
専門展開科目 計		56	2		—			
総計		97	2		—			

I 仙台青葉学院短期大学について

学則別表第一

(リハビリテーション学科 作業療法学専攻)

科目区分	授業科目の名称	単位数			授業形態			
		必修	選択	自由	講義	演習	実習	
人間総合教育分野	言語とコミュニケーション	英語	1			○		
		コミュニケーション演習	1				○	
		言語表現法		1		○		
		情報科学		1		○		
	自然科学	生物学	1			○		
		物理学	1			○		
	健康と科学	保健体育	2				○	
		健康スポーツ科学	1			○		
	人間と文化	生活科学		1		○		
		教育学概論		1		○		
	現代社会と生活	心理学概論	1			○		
		統計学	1			○		
		ホスピタリティ論		1		○		
		社会福祉概論	1			○		
人間の発達		1			○			
	地域ボランティア		1			○		
人間総合教育分野 計		11	6		—			
専門支持科目	解剖学概論	2			○			
	解剖学各論	1			○			
	生理学概論	2			○			
	生理学各論	1				○		
	運動学概論	2			○			
	運動学各論	1			○			
	バイオメカニズム	1			○			
	小児科学と発達	2			○			
	病理学	1			○			
	臨床心理学	1			○			
	医学概論	1			○			
	老年学	1			○			
	内科学総論	1			○			
	内科学各論	2			○			
	整形外科科学	2			○			
	精神医学	2			○			
	公衆衛生学	1			○			
	リハビリテーション論	2			○			
	医療関連法規	1			○			
	専門支持科目 計		27			—		
専門教育分野	基礎作業療法学	作業療法学概論	1			○		
		作業療法の倫理管理	1			○		
		基礎作業学Ⅰ（概論）	2			○		
		基礎作業学Ⅱ（作業療法の理論）	1			○		
		作業療法研究法	1			○		
		臨床実習Ⅰ（臨床体験）	1				○	
		作業療法演習Ⅰ（臨床医学分野）		1			○	
	作業療法演習Ⅱ（専門分野）		1			○		
	小計		7	2		—		
	専門展開科目	領域別作業療法学	作業療法評価学概論	2			○	
			作業療法評価学Ⅰ（基本評価）	2			○	
			作業療法評価学Ⅱ（臨床評価）	2			○	
			作業療法評価学演習	1				○
			臨床評価実習セミナー	1				○
			臨床実習Ⅱ（臨床評価）	5				○
			身体障害作業治療学概論	1			○	
			身体障害作業治療学Ⅰ（中枢神経系）	1			○	
			身体障害作業治療学Ⅱ（内科・外科系）	2			○	
			精神障害作業治療学概論	1			○	
			精神障害作業治療学各論	2			○	
			発達障害作業治療学概論	1			○	
			発達障害作業治療学各論	2			○	
			老年期作業治療学概論	1			○	
			老年期作業治療学各論	2			○	
			高次神経障害作業治療学	1			○	
			日常生活活動学概論	1			○	
			日常生活活動学各論	1			○	
			義肢装具学	1			○	
			福祉関連機器	1			○	
			作業療法治療学演習	2				○
			地域作業療法学概論	2			○	
			地域作業療法学各論	1			○	
			地域作業療法学実践	1			○	
臨床総合実習セミナー			1				○	
臨床実習Ⅲ（臨床総合前期）			6				○	
臨床実習Ⅳ（臨床総合後期）	6				○			
小計		50			—			
専門展開科目 計		57	2		—			
総計		95	8		—			

学則別表第一
(こども学科)

科目区分	授業科目の名称	単位数			授業形態		
		必修	選択	自由	講義	演習	実習
人間総合教育分野	言語とコミュニケーション	英語	2			○	
		コミュニケーション論		1		○	
		日本語表現法		2		○	
		情報処理	2				○
	健康と科学	体育基礎	1			○	
		体育実技	1				○
		生命科学と倫理		1		○	
	人間と文化	生活科学		1		○	
		国際文化論		1		○	
		地域文化と経済		1		○	
	現代社会と生活	心理学		1		○	
		ホスピタリティ論		1		○	
		日本国憲法	2			○	
		社会保障論		1		○	
人間総合教育分野 計		8	10			—	
基礎科目	国語	2			○		
	音楽	2			○		
	算数		2		○		
	小児体育	2			○		
基礎科目 計		6	2			—	
基礎技能科目	音楽表現Ⅰ		1			○	
	音楽表現Ⅱ		1			○	
	造形表現		1			○	
	言語表現		1			○	
	身体表現		1			○	
基礎技能科目 計			5			—	
教育及び保育の本質	教職論	2			○		
	保育原理	2			○		
	社会福祉		2		○		
	社会的養護		2		○		
	児童家庭福祉		2		○		
	相談援助		1			○	
教育及び保育の本質 計		4	7			—	
基礎理解科目	教育原理	2			○		
	教育制度論		2		○		
	発達心理学	2			○		
	教育心理学		1			○	
基礎理解科目 計		4	3			—	
専門教育分野 保育の対象理解	子どもの保健Ⅰ		4		○		
	子どもの保健Ⅱ		1			○	
	子どもの食と栄養		2			○	
	家庭支援論		2		○		
保育の対象理解 計			9			—	
専門教育分野 教育及び保育の内容・方法	カリキュラム論	2			○		
	子ども理解の理論と方法	2			○		
	保育内容総論	1				○	
	保育内容(健康)	1				○	
	保育内容(人間関係)	1				○	
	保育内容(環境)	1				○	
	保育内容(言葉)	1				○	
	保育内容(表現)	1				○	
	障害児保育		2			○	
	乳児保育		2			○	
	教育相談	2				○	
	教育方法論	2				○	
	社会的養護内容		1			○	
	保育指導法	2				○	
保育相談支援		1			○		
教育及び保育の内容・方法 計		16	6			—	
演習科目	保育・教職実践演習(幼稚園)		2			○	
演習科目 計			2			—	
実習	保育実習Ⅰ(保育所)		2			○	
	保育実習Ⅰ(施設)		2			○	
	保育実習指導Ⅰ		2			○	
	保育実習Ⅱ		2			○	
	保育実習指導Ⅱ		1			○	
	保育実習Ⅲ		2			○	
	保育実習指導Ⅲ		1			○	
	教育実習Ⅰ		1			○	
	教育実習Ⅱ		3			○	
	教育実習指導		1			○	
実習 計			17			—	
ゼミナール	基礎演習Ⅰ	2				○	
	基礎演習Ⅱ	2				○	
ゼミナール 計		4				—	
総計		42	61			—	

I 仙台青葉学院短期大学について

学則別表第一 (歯科衛生学科)

科目区分	授業科目の名称	単位数			授業形態			
		必修	選択	自由	講義	演習	実習	
人間総合教育分野	言語とコミュニケーション	英会話Ⅰ(基礎)	2			○		
		英会話Ⅱ(日常医療英会話)		1			○	
		手話		1			○	
		情報処理Ⅰ(基礎)	2				○	
		情報処理Ⅱ(応用)		1			○	
	自然科学	生命の科学	1			○		
		化学	1			○		
	健康と科学	保健体育		1			○	
	人間と文化	生活文化論	1			○		
	現代社会と生活	心理学		1		○		
		人間関係論	1			○		
		ビジネスマナー論	1			○		
		ビジネスマナー演習	1				○	
	人間総合教育分野 計		10	5			—	
専門支持科目	人体の構造と機能Ⅰ(解剖)	2			○			
	人体の構造と機能Ⅱ(生理)	1			○			
	人体の構造と機能Ⅲ(組織発生)	1			○			
	歯・口腔の構造と機能Ⅰ(口腔解剖)	2			○			
	歯・口腔の構造と機能Ⅱ(口腔生理)	2			○			
	歯・口腔の構造と機能Ⅲ(歯牙解剖)	1			○			
	病理学	1			○			
	微生物学	1			○			
	薬理学	1			○			
	栄養学	1			○			
	生化学	1			○			
	臨床医学	1			○			
	衛生学・公衆衛生学	1			○			
	口腔衛生学	2			○			
	地域福祉・保健統計	2			○			
	衛生行政・社会保障	1			○			
	社会福祉論	1			○			
	専門支持科目 計		22				—	
	専門教育分野	専門展開科目	歯科衛生士概論	2			○	
			歯内療法	1			○	
			保存修復	1			○	
			歯周療法学	2			○	
歯科補綴学			1			○		
口腔外科学			1			○		
歯科矯正学			1			○		
発達歯科学			1			○		
高齢者口腔保健学			1			○		
障害者口腔保健学			1			○		
歯科放射線学			1			○		
歯科予防処置演習Ⅰ(基礎知識・基本技術)			2				○	
歯科予防処置演習Ⅱ(臨床前期)			1				○	
歯科予防処置演習Ⅲ(臨床後期)			2				○	
歯科予防処置演習Ⅳ(臨床総合)			1				○	
歯科予防処置演習Ⅴ(臨床評価)			2				○	
保健指導論			2			○		
保健指導演習Ⅰ(臨床基礎)			2				○	
保健指導演習Ⅱ(臨床応用)			1				○	
保健指導演習Ⅲ(臨床総合)			1				○	
口腔リハビリテーション論		1			○			
歯科診療補助法		1			○			
歯科診療補助演習Ⅰ(基礎知識・基本技術)		2				○		
歯科診療補助演習Ⅱ(臨床技術)		2				○		
歯科診療補助演習Ⅲ(臨床総合)		1				○		
感染予防法		1			○			
臨床検査法		1			○			
救急法・救急蘇生法		1			○			
介護技術の基礎		1			○			
歯科衛生研究法Ⅰ(臨床歯科)		1			○			
歯科衛生研究法Ⅱ(歯科衛生主要3科)		1			○			
医療事務(歯科)			1			○		
周術期在宅口腔ケア演習			1			○		
審美歯科演習			1			○		
摂食・嚥下リハビリテーション演習			1			○		
臨地実習Ⅰ(臨床基礎)		4				○		
臨地実習Ⅱ(臨床応用)		8				○		
臨地実習Ⅲ(臨床総合)		8				○		
専門展開科目 計		60	4			—		
総計		92	9			—		